

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川俣町財務規則（昭和61年規則第1号）第112条の規定並びに川俣町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（令和4年告示第6号）に基づき、次のとおり条件付き一般競争入札について公告する。

令和7年3月27日

川俣町長 藤原一二

入札公告（建設工事）

1	契約方法	特定建設工事共同企業体による条件付き一般競争入札
2	工事等番号	第64号
3	工事名	山木屋地区防災まちづくり拠点施設敷地造成工事
4	工事場所	川俣町山木屋字日向地内
5	工事種別	土木一式工事
6	工事概要	敷地アスファルト舗装工 A=1,941.5㎡ グラウンド舗装工（クレイ舗装） A=2,020.2㎡ 擁壁工 L=143.4m フェンス工 L=309.5m 側溝工 L=309.6m
7	工期	契約日（議決の日）～令和8年3月25日
8	最低制限価格	川俣町最低制限価格実施要綱第3条に基づき、最低制限価格を設定する。
9	入札参加資格要件	入札時に次の要件を全て満たす特定建設工事共同企業体とする。ただし、共同企業体又は構成員のいずれかが入札時までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
	(1) 特定建設工事共同企業体の要件	
	・ 構成員の数は2者とする。	
	・ 事項(2)の要件を満たす者と(3)の要件を満たす者の組み合わせとする。	
	・ 構成員は令和7・8年度 川俣町工事等請負有資格業者名簿の土木一式工事に登録されていること。	
	・ 構成員は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	
	・ 川俣町において指名停止期間中でないこと。	
	(2) 代表構成員の要件	
	・ 川俣町建設工事等発注基準による町内業者又は準町内業者であること。	

	・土木一式工事の特定建設業許可を有していること。	
	・建設業法が規定する管理技術者を配置できること。	
	・過去２年以内に土木一式工事の実績あること	
	(3) その他の構成員の要件	
	・川俣町建設工事等発注基準による町内業者であること。	
	・土木一式工事の特定建設業許可又は一般建設業許可を有していること。	
10	入札参加申込	
	提出書類	(1) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
		(2) 建設工事入札参加資格審査申請書
		(3) 建設工事共同企業体協定書の写し
	提出方法	書類の持参とする。
	提出先	９６０－１４９２ 福島県伊達郡川俣町字五百田３０番地 川俣町役場本庁舎２階 原子力災害対策課 電話：０２４－５６６－２１１１(代)内線１７０２ FAX：０２４－５６６－２４３８ メール：gensai@town.kawamata.lg.jp
	申込受付期間	本公告日から令和７年４月１１日(金)午後５時まで ※役場閉庁時は受付しない。
11	設計図書等の閲覧	
	閲覧場所	入札参加申込提出先に同じ
	閲覧期間	本公告日から令和７年４月３０日(水)午後５時まで ※役場閉庁時は応じない。
	設計図書等に関する質問と回答	設計図書等の内容に質問がある場合は、設計図書等に関する質問書(第１号様式)に必要事項を記入して持参、FAX、メール等の方法で入札参加申込提出先に送付すること。なお、送付後の確認のため必ず電話連絡をすること。
	質問書受付期限	令和７年４月３０日(水)午後５時
12	入札参加資格の決定	令和７年４月１６日(水)までに申請書を提出した企業体の代表者に通知する。
13	入札参加資格の無いとされた者に対する理由の説明	
	説明の請求方法	入札参加資格が無いと認められた者は、参加資格が無いことに対する理由説明を書面(任意様式)により行うことができる。
	説明請求の期限	令和７年４月２４日(木)午後５時まで
	請求に対する回答	令和７年４月３０日(水)午後５時までに書面で回答する。
14	入札	
	入札の形式	入札書投函方式

		(資格審査決定通知に記載されている書類を持参して指定時間までに集合し、会場の指示に従うこと。)
	入札日時	令和7年5月7日(水) 午前10時
	入札場所	川俣町役場本庁舎3階「大会議室」
	提出書類	(1) 入札書 (2) 見積内訳書 (3) 委任状(代理人を立てる場合に提出)
	入札の回数	再度入札を含めて2回までとする。
	入札保証金	川俣町財務規則第114条に基づき入札保証金を納付すること。ただし、同規則第115条に規定する減免に該当する場合を除く。
	入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
	入札の無効	川俣町競争入札参加心得による。
15	契約事項	川俣町財務規則及び川俣町工事請負契約約款に基づき契約を締結する。
	契約の確定	この契約は、川俣町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会で議決を得たときに本契約として成立するものとし、議決を得ることができない場合には、契約を締結しなかったものとする。この場合において、契約相手方に損害が生じた場合、町は一切の賠償の責に応じないものとする。
	契約保証金	契約を締結しようとする者は、川俣町財務規則第97条に基づき契約保証金を納付すること。ただし、同規則第98条に規定する減免に該当する場合を除く。
16	前払金の支払い	有
17	その他	(1) 本件公告に記載する内容のほか、関係する法令及び川俣町の入札・契約関係規定に基づく制度等について熟知のうえ入札に参加すること。 (2) 工事の一部を下請負に付する場合は、川俣町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守して行うこと。